

令和8年度

08-J155-Y2

ダム管理費 昇降機保守点検業務委託

特　記　仕　様　書

北秋田地域振興局建設部

第1条 業務目的

本業務はダム管理を確実に実施できるように昇降機の保守点検を行うものである。

第2条 業務期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

第3条 業務(保守点検)内容

1. 業務対象設備仕様

(1) 主仕様

・製造年	平成2年
・用途	人荷用
・停止階数	2階(B1,F1)
・積載量	定格 750kg(11人乗)
・速度	定格 60m／分

(2) 付加仕様

・車いす仕様	無
・地震時管制運転装置	有
・火災時管制運転装置	有
・停電時自動着床装置	無
・オートアナウンス装置	無
・自動通報システム	有
・遠隔点検機能付き	有

2. 契約方式

POG 契約とする。

3. 点検回数

遠隔装置による遠隔点検と巡回点検を組み合わせて行うものとし、遠隔点検を毎月、巡回点検を年4回以上行うものである。不定期の故障についても速やかに対応すること。

4. 点検人数

点検作業は安全確保のため、有資格者2名以上で行うこと。

5. その他

本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務共通仕様書」国土交通省大臣官房官庁営繕部令和5年度版による。

保守上の不備等受託者の責任に帰する故障については、受注者の責任においてこれを負担するものとする。

第4条 技術者派遣

事故等の緊急事態に備え適切な処置が行えるような体制を確保すること。閉じこめ事故や故障等で連絡を受けたとき又は、遠隔監視システムにより異常を受信した場合は、速やかに到着し当該対策作業にとりかかること。そのために必要な費用・派遣費については協議するものとする。

第5条 協議・承諾等

山瀬ダム管理施設の操作を伴う点検および整備は、事前に監督員の承諾を受け作業を行うこと。

第6条 点検報告

昇降機の点検を行った結果は速やかに監督員に報告するとともに、基準を満足しない施設・設備について部品交換等の助言するものとする。

第7条 その他

その他変更が生じた場合は、別途協議するものとする。

令和8年度

08-J155-Y2

ダム管理費 昇降機保守点検業務委託

現 場 説 明 書

[条件明示]

北秋田地域振興局建設部

第1条 積算

本委託業務は建築保全業務積算基準を用いており、ダムの立地条件、保全状況、重要度を勘案し下記に示す率で積算しています。なお、直接人件費は保全技師 I 5.8 人、保全技師補 5.3 人で積算しています。

率 名	率 (%)
直接物品費率	12 %
業務管理費率	56 %
一般管理費率	15 %

保全業務労務単価は、令和 7 年度建築保全業務労務単価の【宮城地区】の単価で積算しています。

業務価格は、1 万円単位とし、一般管理費等で業務価格が 1 万円単位となるように端数処理(切り捨て)を行っています。